

五島市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年10月30日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

令和元年度

定期監査結果報告書  
(前期)

令和元年10月30日報告

五島市監査委員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
資料	監査結果の区分	5

## 第1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）

## 第2 監査の目的

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているか、一般行政事務の執行が合理的かつ効率的並びに法令等にしたがって適正に行われているかどうかの主眼をおき行ったものである。

## 第3 監査の対象

議会事務局 地域振興部（商工雇用政策課 地域協働課 再生可能エネルギー推進室 観光物産課 スポーツ振興課） 建設水道部（建設課 管理課 水道課） 水道局 消防本部・消防署（分室を含む。） 公平委員会 監査委員事務局

## 第4 監査の範囲

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行。ただし、財産管理に関する事務の執行及び過去の指摘事項等に対する改善状況等については、令和元年度についても監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

### 【監査の重点項目】

- (1) 収入に関する事務の執行（調定事務に限る。）
- (2) 支出に関する事務の執行（謝礼金に限る。）
- (3) 財産管理に関する事務の執行（普通財産の貸付事務に限る。）
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

## 第5 監査の期間

令和元年6月10日から同年10月16日まで

## 第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、財産管理に関する事務について、現地に赴き、その適否を監査した。

## 第7 監査の結果

### 1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

### 2 指摘事項等

#### (1) 収入に関する事務について（調定事務）

##### <指摘事項>

ア 国庫補助金の収入において、補助金交付の請求及び交付額確定の通知の際に調定伝票を起票しているものが見受けられた。国及び県補助金の調定時期は交付決定の通知があったときであるから、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第21条第1項の規定に基づき、適切な調定事務を行われたい。

（観光物産課 スポーツ振興課 管理課 消防本部）

イ 福江港ターミナルビルは、長崎県の施設で市が指定管理者となっている。事務所の利用において減免率を2分の1としているが、長崎県福江港ターミナルビル条例（平成16年長崎県条例第79号）第10条に「指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。」と規定されているものの、長崎県福江港ターミナルビル管理規則（平成17年五島市規則第2号）には、減免の要件や減免率の規定がない。したがって、公平かつ公正な市民負担の確保のため、市の管理規則において減免の基準を規定すべきである。

（管理課）

ウ 福江港大津緑地に設置されている自動販売機の私用電気料について、電気料の基本料金は市が負担すべきであるとの理由で設置者から徴収していない。公有財産の使用に係る光熱水費については、公有財産貸付事務処理手順（平成25年2月7日付け24五財第1176号財政課長通知）に基づき、基本料金についても使用量に応じて按分し徴収すべきである。

（管理課）

エ 危険物取扱所及び危険物貯蔵所の完成検査前検査手数料において、五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号。以下「手数料条例」という。）別表第6に定める手数料の区分を誤って適用し、11,000円徴収

すべきところ6,000円徴収していたので、それぞれ不足額5,000円を追加徴収すべきである。本件は、調定伝票の内容確認書類として申請書の写し等を添付しているものの、手数料条例別表の区分が分かりにくいことに加え、申請書に手数料条例の根拠規定を明確に記載していなかったことから、複数の職員での確認ができなかったため誤りが生じたものと考えられる。したがって、調定伝票に添付する申請書に手数料条例の根拠規定等を明示すべきである。

(消防本部)

オ 甲種防火管理者新規講習会において受講者から徴収している教材費については、テキスト代のほか、消耗品等の経費から算出しているが、起案文書に金額の根拠が記載されていないため、公金を徴収する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっている。したがって、起案文書に教材費の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

(消防本部)

## (2) 支出に関する事務について（謝礼金）

### <指摘事項>

気管挿管認定救急救命士再教育及びドクターヘリとの連携シミュレーション訓練に係る講師謝礼金9,900円については、長崎県の支給額を参考にしているが、起案文書に金額の根拠が記載されていない。また、消防出初式表彰状筆耕謝礼金については、1枚当たり150円で依頼しているが、謝礼金の金額の決定に係る起案文書が作成されていない。これらの謝礼金については、公金を支出する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっているので、起案文書に謝礼金の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

(消防本部)

### <意見>

謝礼金の支出において、金額の決定に係る起案文書が作成されていないもの、金額の根拠が明らかでないものが見受けられた。謝礼金などの報償費は、一般的に役務の提供などによって受けた利益に対する対価として支出するものであり、特に市場価格があるわけではなく、謝意を表す意味から相手方の請求に基づくものでもないため裁量が働きやすい。しかしながら、公金を支出する上では、金額の多寡についてその妥当性が求められるので、金額の決定においては、他の事例等と比較するなど客観的な算出根拠を明確にされたい。

また、謝礼金として支出しているものの中には、まちづくり協議会の

研修等に係る講師謝礼金など、業務内容から判断して、「委託料」での支出が妥当な事例が見受けられた。委託料であれば、見積りや入札、契約書等に相手方選定の方法や業務内容が明確になり、透明性が図られるので、謝礼金として支出することの是非について検証されたい。

(地域協働課 消防本部)

(3) 財産管理に関する事務について（普通財産の貸付事務）

<指摘事項>

ア 五島市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 16 年五島市条例第 51 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、法務局跡地を商店街の買い物客等が利用する駐車場用地として公共的団体に無償で貸し付け、当該土地の一部を市の誘致した企業に使用させていた。しかしながら、当該土地の一部の使用については、同号が規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当せず、同条の規定を適用することはできないので、法令等に基づき、適正な貸付事務を行われたい。

(商工雇用政策課)

イ 奥町・木場町線代替地において、普通財産の貸付契約を締結していないにもかかわらず、バイク、軽自動車等が駐車されていた。速やかに所有者を特定し撤去させるか、貸付契約を行うべきである。また、市有財産については、随時現況を調査し、五島市有財産管理規則（平成 16 年五島市規則第 49 号）に基づき、適正に財産管理すべきである。

(建設課)

<指導事項>

警察署跡地及び法務局跡地の貸付において、駐車場運営に係る経営状況により無償貸付とするかを判断するため、土地使用貸借契約の貸付条件に決算書の提出を求めている。しかしながら、契約締結の起案文書においては、無償貸付の適用条項のみの記載となっているので、無償貸付とする経営状況の判断理由を記載すべきである。

(商工雇用政策課)

(4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等  
特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、5 頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

## 資料

### 監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

#### (1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

#### (2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

#### (3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの